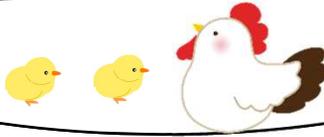


# 衛生だより



## 民間獣医師による飼養衛生管理基準の 遵守状況確認のための立入を行います

### 【概要】

毎年、家畜保健衛生所職員が農場に立ち入り、飼養衛生管理基準の遵守状況について確認を行っています。

今年度は、県畜産課が県獣医師会に業務委託し、民間獣医師が農場に立ち入ることとなりました。

つきましては、農場立入日の日程調整および立入時の立ち合いにご協力よろしく申し上げます。

- 遵守状況の聞き取りと衛生管理区域内の消毒設備や防鳥ネットについて目視確認を行います。  
不十分な事項については口頭での指導を行います。
- 民間獣医師から飼養衛生管理者に日程調整の連絡があります。  
10月末までにすべての農場の立入を行います。
- 飼養衛生管理者がご立ち会いただきますようよろしくお願いいたします。

鶏の様子がおかしいと思ったら…

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996

夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください